

## ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和2年9月2日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

1日、アビナデル大統領は、現在実施されている夜間外出禁止令を9月3日から25日間延長することを大統領令により発表しました。なお、外出禁止時間に変更はありません。

### 外出禁止時間

(1) サントドミンゴ県、国家特別区、サンティアゴ県、サン・クリストバル県、ラ・ベガ県、プエルト・プラタ県、ドゥアルテ県、サンペドロ・デ・マコリス県、ラ・ロマーナ県、サンファン・デ・マグアナ県、ラ・アルタグラシア県、アスア県、モンセニョール・ノウエル県、サンチェス・ラミレス県、マリア・トリニダード・サンチェス県

月～金曜日：午後7時から翌午前5時まで

土及び日曜日：午後5時から翌午前5時まで

(2) 上記以外の県

全ての曜日：午後8時から翌午前5時まで

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

○<https://twitter.com/PresidenciaRD/status/1301208877871104000>

### 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部  
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA  
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013  
consul@sd.mofa.go.jp